

県立特別支援学校管理規則の一部改正（案）の概要

教育庁教育振興部特別支援教育課

教育庁教育振興部教職員課

1 改正理由

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（以下「基本計画」という。）及び第2次県立特別支援学校整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、千葉県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例を制定し、令和4年度に「千葉県立東葛の森特別支援学校」を流山市に開校すること、また、整備計画に基づき、同校の設置学部は高等部とし、対応障害種は知的障害とすることに伴い、規則を改正する。

基本計画に基づき、総合的な教育機能を有する特別支援学校として、地域の特別支援教育の拠点となり機能を充実・発展させるために、千葉県立矢切特別支援学校及び千葉県立野田特別支援学校の対応障害種に、新たに肢体不自由を追加することに伴い、規則を改正する。

2 改正の概要

別表第1（第三条第一項）に、名称に「千葉県立東葛の森特別支援学校」、障害種別に「知的障害」、さらに部及び学科に「高等部・普通科」を新設し、千葉県立矢切特別支援学校及び千葉県立野田特別支援学校の障害種別に「肢体不自由」を追加する。

3 施行日

令和4年4月1日